

まえばし市民提案型パートナーシップ事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、まえばし市民提案型パートナーシップ事業（以下「パートナーシップ事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定め、市民協働によるまちづくりを推進し、市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

(提案主体の要件)

第2条 パートナーシップ事業は、自発性、公益性及び非営利性のある市民活動を行うNPO、市民活動団体、ボランティアグループ、自治会及び地域づくり協議会等の団体（以下「団体」という。）で、次の要件を満たすものからの提案に基づき実施する。

(1) 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）を有すること。

(2) 会計処理が適切に行われていること。

(3) 次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。

ア 宗教の教義を広め、儀式等を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

エ 特定非営利活動促進法第12条第1項第3号に規定する団体

(パートナーシップ事業)

第3条 パートナーシップ事業は、次の要件を満たす事業であって、市長が適当と認めたものとする。

(1) 公益的又は社会貢献的な事業であって、パートナーシップ事業を提案する団体と市が協働で取り組むことによって、市民福祉の向上が期待できること。

(2) 市単独で実施するよりも協働で実施する方が効果を期待できること。

(3) その主たる効果が前橋市内において生ずること。

(4) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 営利を目的とするもの

イ 宗教上の教義や信者の教化育成等に関わるもの

ウ 政治上の主義を推進し、もしくは支持し、又はこれに反対する主張等に係わるもの

エ 公序良俗に反するもの

オ 施設等の整備を目的とするもの

カ 本市もしくは本市が出資している法人から他の制度による助成を受けているもの又はその主たる効果が市外において生ずるもの

キ 国、他の地方公共団体又はこれらの外郭団体から助成を受けているもの

(事業期間)

第4条 パートナーシップ事業は、その実施が年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）内に完了するものでなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(負担金)

第5条 市長は、パートナーシップ事業を実施する団体に対し、予算の範囲内で、その実施に要する費用の全部又は一部に相当する額を負担金として交付することができる。

2 前項の負担金の額は、1事業ごとに、第10条の決定の際に市長が定める。

3 市長は、第1項の負担金の額を定めようとするときは、あらかじめ第14条に定めるまえばし市民提案型パートナーシップ事業審査委員会(以下「委員会」)の意見を聴くものとする。

4 市長は、前項の意見を尊重しなければならない。

(パートナーシップ事業の提案)

第6条 パートナーシップ事業を実施しようとする団体は、市長が別に定める期間内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) パートナーシップ事業提案書(様式第1号)

(2) 団体の規則又は定款若しくは規約、会則等

(3) 役員・会員名簿

(4) その他市長が必要と認める書類

(事前協議)

第7条 前条の規定によりパートナーシップ事業を提案した団体(以下「提案団体」という。)は、市長が指定する日までに市関係課と事業内容、役割分担等についての協議(以下「事前協議」という。)を行わなければならない。

2 提案団体は、事前協議によりパートナーシップ事業の内容を変更しようとするときは、当該変更後のパートナーシップ事業に係る前条第1項第1号から第3号までに掲げる書類を、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(一次審査)

第8条 委員会は、提案されたパートナーシップ事業の公益性、必要度、協働による相乗効果等について、書面審査(以下「一次審査」という。)を行うものとする。

2 市長は、一次審査の結果について、速やかに提案団体に通知するものとする。

(二次審査)

第9条 委員会は、一次審査を通過した提案団体(以下「一次通過団体」という。)に対しては、公開によるプレゼンテーション審査(以下「二次審査」という。)を行うものとする。

2 委員会の委員長は、二次審査のため必要があるときは、事前協議を行った市関係課の職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(パートナーシップ事業の決定)

第10条 市長は、二次審査により選定された提案事業のうちから、パートナーシップ事業を決定し、速やかに当該パートナーシップ事業に係る一次通過団体に通知するものとする。

(パートナーシップ事業の実施)

第11条 前条の規定による決定を受けてパートナーシップ事業を実施する団体(以下「事業実施団体」という。)及び市は、その実施に当たっての基本的事項、

役割分担、個人情報保護等について明示した協定を締結するものとする。

2 事業実施団体及び市は、双方が協力してパートナーシップ事業の進行管理を行うとともに、随時情報交換を実施するものとする。

3 市長は、必要に応じて、事業実施団体に対し、当該パートナーシップ事業の状況報告の聴取及び調査を行うことができる。

(パートナーシップ事業の変更、中止等)

第12条 事業実施団体は、前条の規定により実施するパートナーシップ事業を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 事業実施団体は、パートナーシップ事業が予定の期間内に完了する見込みがないとき、もしくは完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(事業報告)

第13条 事業実施団体は、パートナーシップ事業が完了したときは、完了の日から30日以内にパートナーシップ事業報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市がパートナーシップ事業に係る事業報告会等の開催を行うこととした場合には、事業実施団体は、積極的にこれに協力しなければならない。

(委員会の設置)

第14条 一次審査、二次審査及びこの要綱によりその権限に属することとされた事項を行うため、まえばし市民提案型パートナーシップ事業審査委員会を置く。

2 委員会の委員は、市長が任命する。

3 委員会に委員長を置く。

4 委員会の委員は、自身が役員又は構成員を務める団体に係る審査に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、この限りでない。

(庶務)

第15条 パートナーシップ事業に関する事務は、市民部生活課において行う。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月18日から施行する。

この要綱は、平成25年7月30日から施行する。

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。